

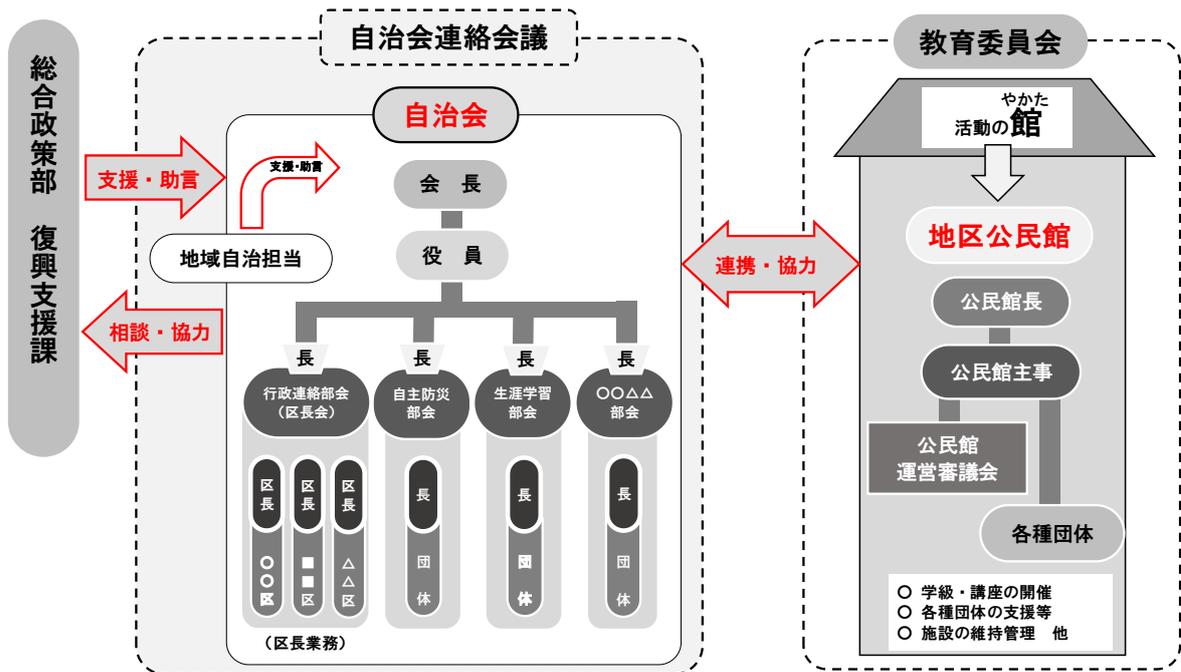
地域自治組織（自治会と地区公民館）のあり方の検討について

1. 自治会の変遷

平成17年の市町村合併当時は、旧市町村ごとに地域づくり等を担う組織が異なっていたため、平成19年度に区長会等の行政連絡機構を「区長及び区長会」として再編・統合し、公民館制度についても「公民館・分館」として統一した。さらに任意団体として地域づくり活動などが行われていた自治会等の組織を、未設置の地区も含め「自治会」として、市内33の地域に設置された。

また、平成23年度からは、過疎化の進展や自治会が機能しないなど、課題の声が上がリ、地域が自主的・自発的な活動を行うことができる仕組みづくりが必要と考え、関係機関の代表者等で構成された地域自治組織再編検討委員会において、見直しを行い、平成27年度に自治会と区長会を統合する地域自治組織を再編するとともに、地域自治推進条例を制定した。

【現状】



2. 課題

平成27年度の再編から6年が経過し、市との協働事業や自主的な活動に取り組む中、自治会の自立や地区公民館業務との区分などの課題が明らかになってきた。具体的には次のような課題が挙げられている。

- (1) 自治会の自立や地区公民館業務との区分、自治会の活動拠点
- (2) 地区公民館施設利用者や学級講座受講者の減少及び固定化
- (3) 地域行事への参加者減少及び固定化、事業のマンネリ化
- (4) 高齢化等による役員のなり手や人材不足
- (5) 不明確な指揮・命令系統

3. 地域自治組織のあり方の検討事項

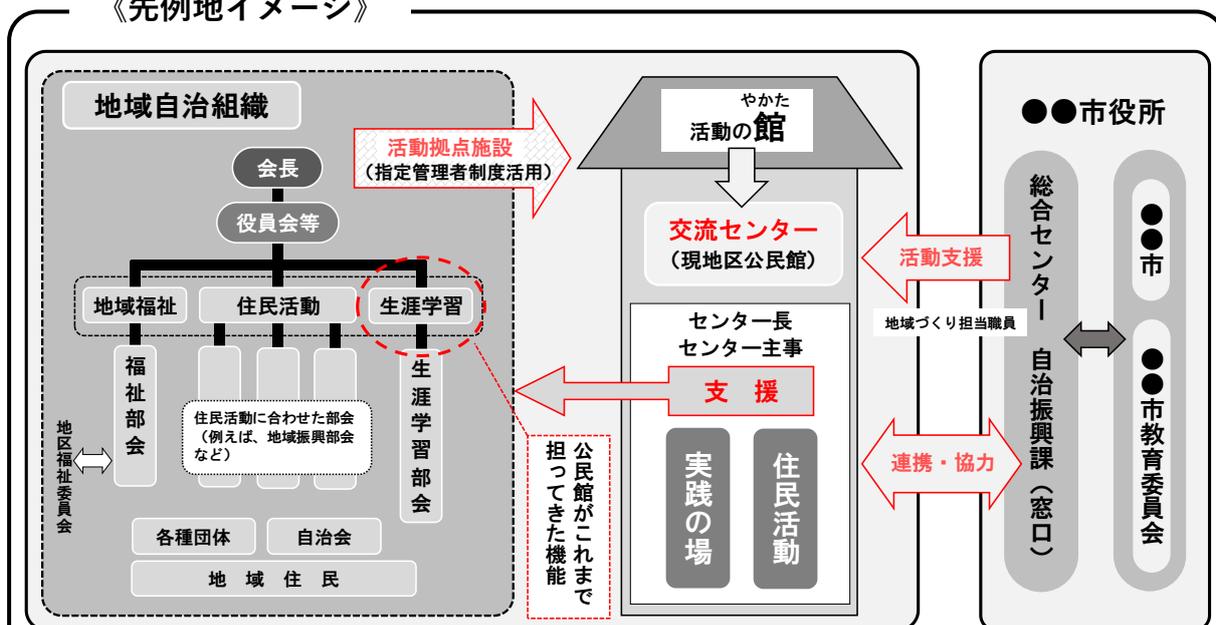
地域が抱える身近な課題の解決や地域の活性化につながる持続可能な事業に取組む体制づくりのため、共通の目的・目標を持つ自治会と地区公民館とのあり方に関し、下記の事項について検討を進める。

- (1) 地域自治組織の体制及び活動
- (2) 活動拠点施設（地区公民館）

4. 全国の事例

地区公民館はこれまで、幅広い世代を対象とした教育事業や生涯学習団体の活動支援などを行ってきたが、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズに対応していく地域づくりの拠点としての役割が求められている。そこで、下記の先例地イメージにあるように、社会教育施設として担ってきた生涯学習の場に加え、地域の発展に向けた自主的なまちづくりや地域交流の場、住民ニーズに応えられる幅広い学びの場として、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できるコミュニティセンター化の動きが全国的に広まっている。

《先例地イメージ》



- 地区公民館から交流センターに改称し、「住民活動」「生涯学習」「地域福祉」を行う地域自治組織の活動拠点施設とする。（公民館が主体で行う生涯学習の枠を越え、住民自ら考えて行う活動の拠点整備）
- 指定管理者制度を導入し、公設民営による管理とする。
- センター長及びセンター主事（地域雇用）は、交流センターの管理運営と、地域における住民活動等を支援する役割を担う。
- 市の窓口を一本化し、効率的な住民活動等を支援するとともに、市に地域づくり担当職員を配置し、センターの支援を行う。